

令和3年度「沖縄県妊娠期からのつながるしくみ検討事業」  
業務委託企画提案仕様書

1. 業務名：「沖縄県妊娠期からのつながるしくみ検討事業」に係る業務委託
2. 事業期間：契約締結の日～令和4年3月31日まで
3. 事業目的：県内市町村による「母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）」の設置支援として、子育て家庭と支援機関及び支援機関同士がつながるしくみを検討し、支援が必要な親子に妊娠期から子育て期まで切れ目なく必要な支援が届くことを目的とする。
4. 業務内容：
  - (1) 沖縄県妊娠期からのつながるしくみ検討委員会設置要綱に基づき、妊娠期からのつながるしくみ検討委員会 開催・運営に関すること（12月～2月の間に1回以上）
    - ・委員人数 14名程度（謝金は8,400円/時間 1回2時間程度）
  - (2) 県内の母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）等設置・運営の支援及び親子を支える人材育成のための研修会の実施
    - ア 周産期メンタルヘルス研修（7月～12月の間に1回以上）
    - イ 母子保健コーディネーター養成研修（7月～12月の間に1回以上）
      - ・ア、イは、妊娠期からのつながるしくみ検討委員会人材育成専門部会で提示された研修体系に沿ったものであり、県、保健所、市町村の母子保健、子育て支援、福祉行政に携わる者、保健師、関係機関などがともに学び、共通理解が得られるものであるもの。
  - (3) 県内の市町村における母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）設置促進、連携強化にあたり、県が必要と認める事項
5. 委託契約額の上限：

5,100千円以内（消費税及び地方消費税相当額含む）

内 訳	備 考
①人件費	当該事業に従事した時間にかかる給料相当額

② 事業費	旅費交通費、報償費、需用費（食糧費含む）、役務費、使用料及び賃借料、印刷製本費、委託料（ただし契約金額の50%を超える再委託は不可）
③その他必要経費	一般管理費など なお一般管理費は①～③の合計額から再委託費を除いた額の10%以内とすること。
④消費税	①～④の合計額×10%

#### 6. 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は沖縄県保健医療部地域保健課と協議すること。

#### 7. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

本事業の実施するにあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めること

#### 8. その他

本事業に係る契約の終了後、他者に業務の引き継ぎを行う必要が生じた場合には、相談者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引き継ぎに努めることとする。具体的な内容については、受託者と県の協議によることとする。